

「議案第104号 堺市超高齢社会に対応するための地域包括
ケアシステムの推進に関する条例」に対する付帯決議

今般上程されている、議案第104号堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例は、地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに医療介護等関係者及び市民等の役割を明らかにするとともに、地域包括ケアシステムに関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を効果的に推進し、もって高齢となり何らかの支援が必要となった時も、自分らしく、社会とのつながりの中で住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に資することを目的として制定する内容で、平成30年10月1日から施行しようとするものである。

今般、本条例案の上程に際しては、前議会で議論する機会があったことについては一定の評価をするものであるが、本条例の施行に際して、以下に記す事項を厳守することを強く求め、ここに付帯決議する。

記

1. 本市が策定する地域包括ケアシステム推進に関する施策に係る総合的な計画は、目標を明確にしてその達成に努めること。また、取組の進捗についてはその都度議会に報告の上、市民にもわかりやすいかたちで公表すること。
2. 新たに設置される堺市地域包括ケアシステム審議会の審議内容は、開催後直ちに公開し市民への理解を深めること。
3. 地域包括ケアシステムの要となる地域包括支援センターについては、専門職の人材確保と着実な業務運営が行えるよう現状調査を実施した上で、具体的な方策を示すこと。また、現在の21か所の圏域を見直し拡大を図ること。
4. 地域包括ケアシステムの推進にあたっては、公的支援を含め、必要な支援が隙間なく要支援者に届くよう努めること。